



野原 恵子議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問

介護保険制度が始まって23年経過したが、未だに必要なサービスが利用出来ない事態が広がっている。また、介護の人手不足・低収入、介護費用の負担増などによる介護崩壊も現実味を帯びている。国は昨年、利用者負担増を含む7項目の改定案を示した。しかし反対の世論のもとで先送りされたが3項目の改定案が継続されている。①高所得者の保険料を引き上げること、②利用料の2割負担の対象者の拡大、③老健施設の多床室料金を全額自己負担とすること、いうまでもなく大きな負担増につながる。

2024年は3年ごとに介護保険サービス量や保険料を見直す年であり保険料は第1期目3033円、第8期目の現在は5700円と1.9倍に引き上げられている。さらに後期高齢者保険料の引き上げの年でもある。

以下、次の点について伺う。

(1)第9期介護保険事業計画策定に当たり、保険料を引き上げるべき

問 必要な介護を受けられる介護保険制度に
答 制度の持続可能性を高めながら、「地域包括ケアシステム」をさらに推進していく

ではない。

(2)3項目の改定案を実施しないよう国に求めていくこと。

(3)介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講料の助成を行うこと。

(4)町の介護用品給付事業の対象者の特養入所基準の介護3も対象に。

町長

(1)「幕別町介護保険運営等協議会」において、実施内容の検証や実績の確認、施策に対する意見をいただき、これらを参考として、現在、「第9期計画」の策定作業を進めている。

介護保険制度は「給付と負担」のバランスの上に成り立つ制度であり、必要とされる介護保険サービスを見込み、それに見合う保険料が算出されるものと考えており、見込まれる介護保険サービスの総量を的確に把握するとともに、介護給付費準備基金の活用を視野に入れて、保険料の算定に当たっていく。

(2)国が次期計画期間までに結論を出すとした3項目のうち、①「高所得者の保険料の引き上げの検討」、②「利用料の2割負担対象の拡大」の二つの改定案は、低所得者の負担軽減を図る一方で、高所得者には保険料とサービス利用時に一定程度負担をいただくことにより、「給付と負担」のバランスを保ち、低所得者の生活を守りながら、介護保険制度を維持する上で、重要であることから、引き続き検討経過を注視していく必要があると考えている。

③

「老健施設の多床室料金を全額自己負担」については、本町に所在する介護老人保健施設は、今回の見直しの対象とはならない見込みであるものの、町民の方が利用する町外の介護老人保健施設によつては、対象となるものが考えられる。該当施設入所者における低所得者への配慮として、補足給付により利用者負担を増加させないよう、検討されているところであるので、検討経過を注視してい

きたい。

(3)「介護職員初任者研修」は基本的な介護業務を行うための研修であり、「介護福祉士実務者研修」は介護福祉士の受験資格として研修の修了が必須となるものである。

その受講費用については、訪問介護サービスを行う町内の多くの事業所において、働きながら資格取得を目指す職員に対し、「介護職員初任者研修」の受講料を助成しており、「介護福祉士実務者研修」についても助成している事業所があるほか、国の助成制度もあることから、現時点において町が独自に受講料の助成をする考えはない。

(4)介護用品の購入に要した費用のうち、月額一人当たり6千円を限度として支給する幕別町介護用品等給付事業を実施している。

この事業の対象者は、介護保険法第27条に規定する要介護認定において、要介護4または要介護5で、常時介護用品等の使用が必要と認められる方としているが、要介護3以下であっても、認知症等により常時介護用品等の使用が必要と認められる方については対象としていくところである。